

Form No. 8, page 6

8. Signature or Seal

8.1 Name of the natural person who signs or whose seal is used:

8.2 Check the appropriate box according to whether the signature is given, or the seal is used, by or on behalf of the

8.2.1  holder.

8.2.2  representative of the holder.

8.2.3  person referred to in item 7.

8.3 Date of signature or of sealing:

8.4 Signature or seal:

9. Fee

9.1 Currency and amount of the fee paid in connection with the present request for renewal:

9.2 Method of payment:

10. Additional Sheets

Check this box if additional sheets are enclosed and indicate the total number of such sheets:

告 示

○外務省告示第百号

日本政府は、平成六年十月二十七日にジュネーブで作成された「商標法条約」の加入書を平成九年一月一日に世界的な所有権機関の事務局長に寄託した。

よって、同条約は、その第二十条(3)の規定に従い、平成九年四月一日に日本国について効力を生ずる。

なお、日本国政府は、同条約の加入書を寄託する際、同条約の規定に基づいて次の宣言を世界的な所有権機関の事務局長に通告した。

- 1 第二十一条(1)の規定に基づき、第三条の(1)(a)、(1)(b)及び(2)、第五条の(1)及び(4)、第七条(2)、第十一条並びに第十三条の(1)(a)、(1)(c)、(2)、(4)、(6)及び(7)の規定を防護標章について適用しないこと。
- 2 第二十二条(6)の規定に基づき、我が国の官庁がサービスに係る登録の最初の更新に際し実体について審査することができること。

同条約の締約国は、平成九年二月一日現在次のとおりである。

サイプラス共和国、チュニジア共和国、ギニア共和国、日本国、モルドヴァ共和国、モナコ公国、オランダ王国、スリ・ランカ民主主義共和国、スイス連邦、ウクライナ、グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国  
平成九年三月十二日 外務大臣 池田 行彦

○農林水産省告示第百六十六号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第一に基づき、昭和四十七年五月二十七日農林省告示第七百九十八号(ハワイ諸島産ソロ種パイヤ生果実に係る農林大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。  
平成九年三月十二日 農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(中)「有害動物及び有害植物が附着」を「検査有害動物植物が附着」に改め、同(ロ)の「ミカンコミバエ」を「ミカンコミバエ種群」に改め、同(ハ)及び(ニ)を削る。

七中「そのこん包の三面以上に」を「そのこん包には、」に改め、七を九とし、六を七とし、七の次に次のように加える。

八 航空携行手荷物の輸入

航空携行手荷物として輸入される場合にあっては、三の(ロ)の植物検査証明書又はその写しとその生果実が輸入される場所に所在する植物防疫所(支所及び出張所を含む)へあらかじめ送付されており、かつ、当該証明書の内容の一部に記載した植物検査証書がそのこん包の表面に貼付されているものであること。

五の(ロ)中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

三の(ハ)及び(四)の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

○農林水産省告示第百六十七号

植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第七十三号)別表二の付表第四及び第五に基づき、昭和四十八年五月二十四日農林省告示第千四十五号(南アフリカ共和国産のパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ、レモン並びにグレープフルーツの生果実並びにスワジランド王国産のパレンシア種、ワシントンネーブル種、トマゴ種及びプロテア種のスイートオレンジ並びにグレープフルーツの生果実に係る農林大臣が定める基準を定める件)の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。  
平成九年三月十二日 農林水産大臣 藤本 孝雄

三の(中)「有害動物及び有害植物が附着」を「検査有害動物植物が附着」に改め、同(ロ)及び(ニ)を削る。

四の(ロ)中「低温処理施設」を「南アフリカ共和国内の低温処理施設(以下「低温処理施設」という。)」に、「こん包」を「各こん包又は束ねたこん包」に改め、同(ロ)中「低温処理船舶」を「海上輸送中の冷蔵設備を有する船舶(以下「低温処理船舶」という。)」に改める。

七中「そのこん包の三面以上に」を「そのこん包には、」に改め、七を八とし、六を七とし、五の次に次のように加える。

六 植物防疫官による確認

(ハ) 三の(ロ)の検査及び五の消毒が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。